

裁判員裁判における 検察官から見た弁護活動

平成27年2月3日(火)



清野 憲一 (45期)

●Kenichi Kiyono
東京地方検察庁公判部副部長

〈略歴〉

平成5年4月に検事任官、東京地検。その後鹿児島地検、大阪地検、奈良地検、法務省刑事局、在英日大使館、法務省大臣秘書官などを歴任。平成24年4月より東京地検公判部副部長、極東アジア犯罪防止研修所次長、平成26年4月より東京地検公判部副部長に戻り、現在に至る。

CONTENTS

I はじめに

II 公判前整理手続

- ① 証拠開示
- ② 主張・証拠整理

〈次号掲載〉

III 公判関係

- ① 冒頭陳述
- ② 証拠調べ
- ③ 証人尋問・被告人質問
- ④ 論告
- ⑤ 弁論
- ⑥ 判決
- ⑦ 裁判所の最近の傾向に関する検察庁の考え方

IV その他

- ① マスキングについて
- ② 被告人の更生と再犯防止
- ③ 被害者保護について
- ④ 弁護人の黙秘戦略について
- ⑤ 研修の勧め
- ⑥ 公判部から弁護人への要望

I はじめに

弁護士会の行う研修、とりわけ裁判員裁判の模擬裁判を傍聴させていただくと、私どもの公判立会活動にも有益になるところが大きくあり、それを受けて、我々も実務の改善に努めています。あるいは弁護士の先生に検察庁でご講演いただき、いろいろな手厳しいご指摘もいただいて、それもまた我々の業務の改善に生かしているということもあります。本日は、その答礼というわけではありませんが、できるだけよい刑事訴訟の遂行ができるように、ぜひ一緒に頑張っていきたいという気持ちでお話ししたいと思います。

私が1年前に公判部に戻ってきて、ずいぶん変わったと思うのは何かということからお話ししたいと思います。1つ目はやはり証拠開示です。前回、公判部副部長であったときは、まだ証拠開示で弁護人の先生とかなりもめることが多く、裁定なども含めて、証拠開示が一番大変だったと思うのですが、今回戻ってきて、もうほとんど証拠開示の争いがなくなっている。警察官による取調べメモも、場合によっては開示するという最高裁判例が出ています。ですので、我々としては、捜査機関の手元にあるもので見せたくないと言って見せられないものはもう何もないという状態になってしまって、ある意味もう腹をくくっていて、正当な理由があればどんなものでも見せますよというのが基本的なスタンスになっています。

2つ目として、裁判所の的確なりードのおかげも大きいと思うのですけれども、主張や証

拠の整理の在り方がずいぶんと洗練され、主張、争点あるいはそれに関連する証拠というものが、公判で実質的に主張する意味がある点に整理されて、より争点に即した公判審理が行われてきているなどというところに変化を感じています。

3つ目は、公判中心主義です。公判の重要性が従来にも増して高まっており、公判を見据えているいろいろなことをやらないといけない。従来からもそうだったのかもしれませんが、捜査段階の供述を基に弾劾するとか、あるいは立証するというところがどんどん小さくなっていて、その当否は別として被告人の供述にしても、証人の証言にしても、公判で出たものを中心としてやっていかなければ、とてもその裁判で適正な事実認定や量刑が得られることはなくなってきているのかなと、そういう流れを感じています。

4つ目として、冒陳論告の簡略化です。先日、検察庁内部で講義をする関係で、3年ほど前の裁判員裁判の冒陳論告を一通り見てみたのですが、今とは比べものにならない詳細さでした。裁判所からは、証拠の引用と思われるような記述であるとか、刷り込みをしようとしているんじゃないかというようなご批判を長年受けてきたわけですが、確かに、そう言われても仕方がないと思われる、そういう記述が多々ありました。これが最近、非常に簡略化されて、特に検察庁の行うものについて、組織的にも簡略化してきているというのは、皆さんもご存じのとおりかと思えます。

5つ目として、より感じますが、法曹三者の協働と信頼ということです。今回このような席で、私がざっくばらんに話せるのもそうですし、弁護士の先生方にも検察庁に来ていただいて、若手検察官や幹部検察官に対する講義などでお話しいただいています。その内容が折に触れてペーパーで回ってきたり、あるいは会議の席などで共有されていまして、確かに我々としても直さなきゃいけないと思われるところは非常に多くあります。裁判所を交えた勉強会や協議会に、私もかなり出さ

せていただいています。法曹三者の中での共通理解、あるいは相互に対する信頼を基にして、今の裁判実務をよりよいものにしていくという意気込みを実際に感じられることが、非常にうれしいところです。

6つ目として、検察庁の雰囲気が非常に変わってきているということを申し上げたいと思います。今まで私が5度勤めた公判部は、今考えますと、どちらかというよりはやり守りであって、捜査段階の供述内容を公判に顕出するという面が強かったと思いますし、弁護人との関係も基本的には敵対当事者という形でありました。また、やはり何よりも、公判部というのは有罪を取って当たり前だろう、捜査段階でこんなによい捜査をしたのに、何で有罪が取れないんだという雰囲気もありました。どうしてもいつも何か追いつめられたようなところをもって仕事をしていた、いわば守旧的なところがあったと思うのですが、今、検察庁の雰囲気は確実に変わってきています。裁判所からの要請や弁護士会からの指摘などで、耳を傾けなければいけないところについては、我々も変わらなきゃいけないという意識が本当に強くなってきていると思います。従来のやり方にとられることなく、あるいは捜査部が起訴した訴因や物の見方に必ずしもとられることなく、公判を見据えて、公判でどういう主張が出るのか、公判で立証できることは何なのかということを、より主体的に考える公判部になってきているのではないかとこのように感じています。

II 公判前整理手続

1 証拠開示

(1) 証拠開示で心がけていること

起訴されてから2週間以内の請求証拠の開示については、かなり厳格に守らせてやっています。それとともに、早期の類型証拠の任意開示も行っていて、少なくとも東京地検の中では共通理解があるのではないかと考えてい

ます。主張関連について、類型証拠の開示が継続しているような段階でも、弁護人からこの点を争いたいとか、あるいは当初から犯人性を否認しているとか、そのようなことがあれば、その主張関連の証拠についても、柔軟に任意開示するように指導しているところです。ただ、その主張を明示しようとしないうる弁護人は例外です。これは数少ない例外ではありませんけれども、主張を明示しないまま、主張関連に該当する証拠を幅広く開示せよと言ってくる弁護人については、明確に線引きをして、法律にのっとって、類型証拠を開示した後は弁護人に主張の明示義務があり、その明示された主張に即して争点関連の証拠を開示していくということをしています。なぜこのような取扱いをしているかは、お分かりのとおりです。もしこの点を緩めてしまうと、際限なく争点が拡散して、2段階証拠開示を定めた刑事訴訟法の精神を没却することにもなりますし、公判前整理手続の趣旨、要は主張と証拠を整理するという精神も没却することになってしまいます。際限なく公判前整理手続が延びてしまうことになろうと思いますので、そのように対応しているところです。

(2) 弁護人の証拠開示請求について思うこと

例外的ではありますが、定型・一律書式で大部の開示請求を繰り返し行う先生が今でもいらっしゃると思います。最初から対決姿勢で、何か証拠隠しをしているのではないかと、何か見せたくない証拠があるんじゃないかという観点で大部の開示請求書を出してくると、我々の現在の方針をご理解いただいているんじゃないかと思うことがあります。今はもうそういう時代ではないですし、見せたくない証拠であろうが何であろうが、法律の定める類型、あるいは争点関連に該当する証拠については、幅広く任意開示に応ずるとというのが基本方針です。段ボールに10冊、20冊とファイル数を数えるような事件で、類型証拠を開示しても、ほかに証拠はないのか明示されたいと言われますと、我々としては開示すべき証拠が残っていないかといったことを隅々までまた見るといって、かなり不毛な、長時間を要

する作業を強いられることになります。結果は必ずしも生産的ではないと思います。見たい証拠があれば言うていただければ、どんな証拠でも、1つの例外を除いて開示をいたしますので、できるだけ早めに被告人に面会をして、どういうことを主張したいのか、あるいは開示された類型証拠をご覧になって、どのような点が問題になり得るのかという感触を、早めに検察庁にお知らせいただいて、それに関連する証拠の開示請求をしていただければありがたいと思います。そのように大部の証拠開示請求を受けますと、本当にしたいことは何なのか、記録を見たいのか、時間を稼ぎたいのか、対決姿勢をアピールしたいだけなんじゃないか、場合によっては嫌がらせでやっているのではないかなどと誤ってしまいます。こちらが誠意をもって開示したのに、さらに開示した証拠に対してまた同じような大部の類型証拠開示、あるいは主張関連だということによって来られると、私どもとしても、やはり同じ人間ですので気持ちのいいものではありません。どんな主張をしたいのか、端的に伝達してほしいと思います。必ずしもそれが確定的な主張でなくても構わないわけです。証拠を見た結果、この主張はちょっと成り立たないなと思えば、たとえ両立しなくても、例えば、犯人性を争ったけれども、殺意を争おうとか、そういうふうに変化していても、私どもとしては別に構わないのです。最終的に公判でどういう争点になるのかというところが重要であり、公判でちゃんと主張される争点に集約していくのであれば、弁護人の主張が変化することはむしろ望ましいのではないかと思います。争点に向けてぜひ焦点の集約をしていただきたいものだと思います。

ちなみに、先ほど申し上げた1つの例外というのは、暴力団などが絡む事件のいわゆるタレコミ情報です。必ずしもその後の立証で使うことを予定していない密接交際者や内妻などからのタレコミ情報というのは、情報提供者との信頼関係もありますし、それが開示された場合には本当に命にかかわるということ

もあり、実質的にその開示に伴う弊害があまりにも大きい類型ですので、検察庁としても、協力者の保護のためにも、弊害を主張し、裁定までもつれる可能性もあると思います。ほかの証拠で、そのようにして守らなければいけないものは、もうほとんどないのではないかというのが私の実感です。

このように検察庁の考えが、少なくともこの2年間で大きく変わっています。検察庁は話ができないところで、何を請求しても何も出てこない、隠しているんじゃないかと、そういう昔の考えの方がいらっしやいましたら、必ずしもそうではありません。そういう方は、もしかしたら、電話帳のような大部の証拠開示請求書を提出しているために、検察庁も態度が硬化している可能性があります。まず、よく被告人とコミュニケーションを取って、あるいは開示された証拠を見て、ここを争う可能性があるので、証拠を見せてくださいというようなことをお伝えいただければ、私どもも柔軟に対応したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

2 主張・証拠整理

(1) 証明予定事実記載書面について

心がけていること

簡潔で争点を拡散させない証明予定事実記載書面を出すことです。これを公訴提起から2週間以内に提出し、その後の証拠開示を受けた争点整理の中で、争点が明示された場合にはそこに関する間接事実型の証明予定事実記載書面を出すという定型で対応しています。この、簡潔で争点を拡散させない証明予定事実記載書面というのは、極めて重要だと思っています。前年度から本年度にかけて、第1通目の証明予定事実記載書面がさらに簡略化されていることにお気付きの方も多いと思います。その趣旨は、最初に詳細な事実経緯、犯行に至る経緯や犯行状況について書くと、結局それが先ほどのような電話帳タイプの類型証拠開示請求書につながってくる。一文一文に対して、類型だということで開示請求をさ

れてくると、どんどん争点が拡散する。結局、詳細な第1通目の証明予定事実記載書面というのは、検察庁が自分で自分の首を絞めているに等しいんじゃないかという問題意識が1つあります。2つ目の問題意識としては、そのように詳細な事実経緯を証明予定事実記載書面に書くと、弁護人の立場としても非常に困るのだらうと思います。というのは、証明予定事実記載書面に書かれた内容については、我々としても弁護人の認否を求めますし、あるいは裁判所も認否をするように促しているというのが実態だらうと思います。そのときに、必ずしも量刑上、あるいは事実認定上も影響を与えないようなことが書いてあった場合、弁護人としては何でこんな事実について認否しなきゃいけないんだと思われることも多いでしょうし、あまり重要でないことが書いてあれば、裁判所としても弁護人に認否を促しにくくなるだらうということもあります。その後の争点を的確に絞っていくという趣旨にも反するだらうと思いますので、第1通目の証明予定事実記載書面には必要なことは書きますけれども、余分なことは書かないという方針でやるようになっていきます。

争われた場合の間接事実型の証明予定事実記載書面につきましても、ともすれば証明力の強さ弱さということをあまり考えずに、取りあえずこれも挙げておこうか、これも積極的に使えるんじゃないかという観点で、かなり多くの間接事実を挙げていたのが従来の扱いだったと思います。けれども、裁判員裁判になったときに、本当に重視される、事実認定に影響を及ぼすという意味での証明力の強い事実は何なのかということ意識して間接事実の取捨選択をするようにしています。このあたりはまだ、必ずしも徹底されていない向きもあるかもしれませんが、できるだけそのようにすることによって、公判における証拠の選別、証人の選別も、意識しながらやっていきたいと思っています。裁判員裁判では、どの点を間接事実として裁判所が重視し、どの点は重視しなかったのかということが一目瞭然で分かる判決書が多いのですが、証明

力が弱いかなと思いつつ主張したけれども取り上げられなかったということは、単に採用されなかったということにとどまらず、検察庁が無理な主張をしているんじゃないかと取られる可能性もあるという意味では、マイナスに働く可能性もあるということも考えています。

(2) 弁護人の争点整理への対応について思うこと

最近の『季刊刑事弁護』や『判例タイムズ』、『ジュリスト』等に掲載していた弁護人の争点整理に関する対応を見ますと、公判前手続において予定主張を明示する必要はないといった意見も見られます。一方、そうではなくて、今日私がお話ししているような考えにより近い考えをおもちの先生もいらっしゃいます。我々としては、公判前整理手続で争点を明示しないで、総花的な争点のままで公判に突入するとか、あるいは分かりにくい主張のままで公判に突入した場合の結論というのは、裁判員裁判の在り方として決してよくないと思います。検察官としてもできるだけ認否に値する重要な事実を、証明予定事実記載書面に書かなければいけないと思います。

(3) 裁判官の「理解」を得ることが重要ではないか

我々がどのような主張をするかということはあるものの、裁判員裁判では、陪審裁判とは違い、裁判官が事実認定なり量刑について評議をリードするわけですから、やはりその裁判官の理解を得ることが大切なのではないかと感じています。裁判官と我々当事者の間には、意見の一致しないところも非常に多いとは思いますが、そこを、憲法は対決権を保障しているとか、具体的な主張を明示する義務はないとか、公判前整理手続自体が弁護活動を制約しているというようなことを言ってみたとところで、所詮いたしかたない。法律は裁判官が裁判員を適切にリードして、事実認定や量刑をするという法制度を採っているわけですので、裁判官の理解を得られない当事者の主張は、結局、評議の中でもほとんど顧みられることはないと思います。であるとすれば、裁判官の理解を得られていないとき、少なくともその場合にはその裁判官の理解が

得られるように主張をしなければいけない。詳細な主張の内容を書面にして提出するとか、あるいは打合せ期日などで説得力をもって裁判官に検察官の主張を伝えるということが大切なのだと思います。裁判官の考えに盲従すべきだと我々も考えているわけではないですが、裁判官の言っていることがもっともであれば、それは直ちに受け入れて方針転換すればいいんだろうと思います。いずれにしても、評議室で陪審員のみが評議するというものではないということを考えると、裁判官がどのように言っているかを見ていくのが大切じゃないかと思います。

裁判官が『ジュリスト』や『判例タイムズ』、『実例刑事訴訟法』等書いている意見を見ますと、被告人質問で初めて被告人の主張を明らかにするような戦略をとった場合に、裁判員がこれを適切に理解できるか疑問であるといった意見もあります。弁護人が概括的な主張しかしない場合に、審理の複雑化、長期化による裁判員の物理的・精神的な負担は耐えがたいものになるとの指摘もあります。場合によっては、その公判をやり直さなければいけないかもしれませんし、あるいは、当初予定していた審理スケジュールどおりに審理が行われずに、裁判員あるいは裁判官にもかなり大きな負担をかける。その結果、よい方に転ぶということはあまりないのではないかと思います。主張を固めるために主張の整理をしているわけですので、公判での確かな主張がなされるようにしていきたいと思っています。東京高判平成21年2月20日判決では、「公判前整理手続を経た後の公判においては、充実した争点整理や審理計画の策定された趣旨を没却するような主張の変更は、原則として許されないものと解される」という判示もあります。裁判官あるいは裁判員の立場からすると、こういうことを我々も理解して、主張立証していかなければいけないと思うところではあります。

(4) 主張・証拠の整理について 検察官の立場から思うこと

主張・証拠整理は、公判前整理手続の中心

的な課題であるところ、やはり、例外的ではありませんが、争点を総花的にする、証拠物の同一性を争い、犯意を争い、手続の違法性を含めて、全て争うというような先生もいらっしゃいます。それが本当にいいのだろうかということは、私どもが公判傍聴をしていて感じるどころです。全てを争った結果、証拠能力や手続の違法性にはほとんど影響しないところについて、手続中に若干のミスがあったということが公判における反対尋問で明らかになったところで、だから何だという感じがします。やはり弁護人としては、真に意味のある争いを、被告人のためにすべきなのではないかと思えます。そういう中で感じるのは、争点整理手続というのは、公判でなされる無駄な主張、どうせ言っても受け入れられなかったり、あるいは関連性がないとは言わないけれども証明力が弱い主張を落としていき、真に意味がある争点に絞っていく、法曹三者による共同作業なんじゃないかと思えます。ここは弁護人の立場からは異論もあるところかもしれませんが、やはり、法曹三者で協働してやっていくことが、裁判員にとっても、何を裁判員として審理すればいいのかということが分かりやすいものになっていくのではないかと思えます。あえて分かりにくくするために、総花的に争うというやり方もあるのかもしれません。それは訴訟戦略として我々の立場から否定はしませんけれども、その効果を考えながら、そういうことをされるべきではないかと思えます。結局、争点整理に失敗して総花的な争点、分かりにくい争点整理の結果になったときに、損をするのは誰なんだろうということを考えると、それが被告人であることは明らかなのではないかと思えます。

争点をなかなか明示しないで、類型証拠の開示請求を延々と繰り返す先生に対しては、何のためにやっているんだろう、本当に記録を読んでいるんだろうかと思えます。DVDとか防犯カメラの映像とか何十時間分とあるのを、開示請求があればもちろん開示はしますが、本当にちゃんと見ているんだろう

かと。ちゃんと接見に行っているんだろうか、被告人と意思疎通できているんだろうかと思わせる先生も、例外的ではありますけれどもいらっしゃいます。総花的な争点で、あるいは類型証拠の開示請求を延々とされると、非常に長い公判前整理手続になります。我々でも被告人への負担が本当に大きいだろうと考えてしまいますし、弁護人はそのあたりをどう考えているんだろうと思われるものもあります。

主張の分かりやすさについては、裁判員が裁判官以上に当事者の主張を理解するということはあり得ないわけで、通常は初めての裁判でほとんど何も理解できないところで、裁判官がいろいろなことを説明していく中で事実認定がされるのでしょうから、裁判員にも理解される、裁判官にも理解される主張をしていかなければいけないんじゃないかなと思えます。主張をなかなか出さないと、主張関連の証拠開示も受けられないということもありますし、公判で爆弾発言をして、公判で本当に全く突拍子もない、ただ証拠上排斥できない主張がなされた場合には、検察官としては、主張証拠整理手続をやり直すべきであるという主張をしたいと思います。そこまで至った件は、もちろんこれまでないと思えますけれども、もし本当にそういうことが起きれば、それは裁判員裁判が始まった直後であろうと、あるいは被告人質問まで進んだところであろうと、検察官としてはここで手続を打ち切って、期日間整理手続に付すべきであると主張せざるを得ないし、やむを得ない事由の解釈に関する裁判官の考え方を見ても、究極的にはそれは許されるんだろうと思っています。そこまで考えたときに、被告人質問まで、その爆弾発言を取っておくことのメリットというのは、結局あるのかどうかと思うところで、できるだけ早めに証拠に基づいた主張を当事者双方がしていかなければいけないんだろうと思っています。(次号へつづく) 